

「先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業」
著作権に関するQ & A

令和6年8月23日

本事業では、著作権に関する取り決めに仕様書に記載しますが、その記載内容に関する問い合わせが多いため、下記のとおり、著作権に関するQ & Aを取りまとめました。

先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業 仕様書（案）
(12 著作権等)

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。ただし、従前から受託者又は第三者が保有していた著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、及びノウハウは除く。）は、原則として、内閣府に著作権を譲渡させることとする。また、内閣府に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

Q 1. 事業により制作した著作物は具体的に何が含まれますか。

A 1. 論文、図面、プログラム・ソースコードなどが含まれます。

Q 2. 事業終了後、内閣府に譲渡される「著作権」にはどのような権利が含まれますか。

A 2. 内閣府に譲渡される「著作権」（著作権法（昭和45年法律第48号。以下、「法」という。）第21条～第28条）には、著作物を複製する権利（複製権：法21条）や、インターネット等により著作物を公衆がダウンロードや閲覧できるようにする権利（公衆送信権：法第23条）などが含まれます。よって、内閣府は、調査報告書を複製したり、調査報告書をインターネット等により公衆がダウンロードや閲覧できるようにしたりすることが可能です。

なお、「著作者人格権」（法第18条～第20条）は「著作権」に含まれません。

Q 3. 「著作者人格権」にはどのような権利が含まれますか。

A 3. 著作物を公表するかしないかを定める権利（公表権：法第18条）や、著作物の変更や改変を受けない権利（同一性保持権：法第20条）などが「著作者人格権」に含まれます。

Q 4. 事業終了後、「著作者人格権」は誰が保有しますか。

A 4. 「著作者人格権」は内閣府に譲渡されず、事業終了後も委託事業者が引き続き保有します。そのため、事業終了後も、委託事業者は委託事業者以外の者（内閣府を除く。※）に対し、「著作者人格権」を行使することができます。

※本事業の仕様書において、委託事業者は「内閣府に対し、一切の著作者人格権を行使しないこと」と定めています。よって、内閣府は著作物の公表などが可能です。

Q 5. 開発したプログラム・ソースコード等の変更・改変を行いたいのですが、誰の承諾が必要ですか。

A 5. 本業務の遂行により生じた著作物（プログラム・ソースコード等）を、事業終了後に委託事業者が変更・改変を行う場合、委託事業者自身が著作物の変更や改変を受けない権利（同一性保持権）を有するため、特段の制限なく、手続きなしで変更・改変を行うことが可能です。

Q 6. 本業務の遂行以前に委託事業者が保有し、本業務の遂行のために使用した著作物の著作権は、事業終了後、誰が保有しますか。

A 6. 本業務の遂行以前に委託事業者が保有する著作物の著作権は、事業終了後も引き続き委託事業者が保有します。

Q 7. 事業終了後、委託事業者が引き続き「著作権」を保有すること又は内閣府に譲渡される「著作権」を当該委託事業者に再譲渡することは可能ですか。

A 7. 本調査は、研究開発などではなく、調査を目的とした国の委託事業であるため、事業終了後、委託事業者が引続き「著作権」を保有すること又は内閣府が委託事業者に「著作権」を再譲渡することは、できません。

以上